地方特例交付金については、個人住民税における住宅借入金等特別控除による減収額を補塡することとして1,189億円を計上している。

以上の結果、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金は、26年度当初予算額に対して6,064億円（3.8％）減の154,169億円、地方交付税交付金と地方特例交付金を合わせた地方交付税交付金等は、26年度当初予算額に対して6,067億円（3.8％）減の155,357億円となっている。

また、同特別会計から地方団体に交付される地方交付税交付金は、26年度当初予算額に対して1,307億円（0.8％）減の167,548億円となっている。

⑵　特別会計

「財政法」（昭22法34）第13条第２項においては、

(I)　特定の事業を行う場合、

(II)　特定の資金を保有してその運用を行う場合、

(III)　その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとされている。

26年度においては、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平25法76）に基づき、社会資本整備事業特別会計を廃止し、食料安定供給特別会計に農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合した。

27年度においては、「森林国営保険法等の一部を改正する法律」（平26法21）に基づき、森林保険特別会計を廃止した。その結果、特別会計の数は次の14となっている。

（特別会計一覧）

・交付税及び譲与税配付金特別会計（内閣府、総務省及び財務省）
・地震再保険特別会計（財務省）
・国債整理基金特別会計（財務省）
・外国為替資金特別会計（財務省）
・財政投融資特別会計（財務省及び国土交通省）
・エネルギー対策特別会計（内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省）
・労働保険特別会計（厚生労働省）
・年金特別会計（内閣府及び厚生労働省）
・食料安定供給特別会計（農林水産省）
・国有林野事業債務管理特別会計（農林水産省）
・貿易再保険特別会計（経済産業省）
・特許特別会計（経済産業省）
・自動車安全特別会計（国土交通省）
・東日本大震災復興特別会計（国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、27年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、約403.6兆円である。このうち、会計間の取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、約195.1兆円である。

この約195.1兆円には、国債償還費等約90.4兆円（26年度当初予算比1.3兆円減）、地方交付税交付金等（地方譲与税等を含む。）約19.3兆円（同0.0兆円増）、財政融資資金への繰入14.0兆円（同2.6兆円減）、社会保障給付費約62.6兆円（同3.8兆円増）が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は約8.8兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費約3.2兆円（同0.3兆円増）を除いた額は、約5.6兆円となり、26年度当初予算額に対して約0.2兆円の減少となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次のとおりである。

	27年度（億円）	26年度（億円）
特別会計歳出総額	4,035,529	4,114,258
特別会計の会計間取引額	666,899	693,024
特別会計内の勘定間取引額	252,229	247,491
一般会計への繰入額	2,600	199
国債整理基金特別会計における借換償還額	1,162,986	1,221,495
純計額	1,950,815	1,952,049
i 国債償還費等	903,646	917,078
ii 地方交付税交付金等	192,938	192,631
iii 財政融資資金への繰入	140,000	166,000
iv 社会保障給付費	626,246	588,683
上記i～ivを除いた純計額	87,985	87,658
v 復興関連経費	32,396	29,826
上記i～vを除いた純計額	55,588	57,832

（注）１．26年度の計数は、当初予算額である。

２．26年度の計数には、26年度末で廃止された森林保険特別会計（歳出総額42億円、純計額42億円）が含まれている。

３．26年度予算額は、27年４月１日から施行された「子ども・子育て支援法」（平24法65）等に基づく制度改正による組替え前の計数である。

上記14特別会計のうち主なものについて概説する。

①　交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税及び地方譲与税（地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、特別とん譲与税及び地方法人特別譲与税を総称する。）の配付に関する経理を明確にするために設けられたものである。

また、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補塡する地方特例交付金についても、この会計に計上することとしている。

27年度の主な内容は、次のとおりである。

(イ)　地方交付税交付金の財源に充てるため、歳入については、①27年度の所得税及び法人税の収入見込額の100分の33.1に相当する額90,800億円、酒税の収入見込額の100分の50に相当する額6,540億円並びに消費税の収入見込額の100分の22.3に相当する額38,160億円の合算額135,500億円から、19年度及び20年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭25法211）に基づき27年度分の交付税の総額から減額することとされている額2,486億円を控除し、②同法等に基づき27年度分の交付税総額に加算することと定められている額4,326億円、地方の税収の状況を踏まえた加算額2,300億円及び特例加算額14,529億円を加算した額154,169億円を一般会計から受け入れ、財政投融資特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」（平19法64）に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として3,000億円を特例として受け入れ、地方法人税の税収の全額4,770億円を受け入れるほか、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として5,898億円を受け入れることとしている。なお、これに加えて328,173億円を財政融資資金及び民間から借り入れることとしている。歳出については、①27年度分の地方団体に交付する地方交付税交付金として164,223億円（うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税5,898億円）、②借入金及び一時借入金の利子支払額1,614億円並びに26年度における借入金の償還金331,173億円を国債整理基金特別会計へ繰入として計上することとしている。